

氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務所等 事業の用に供するために直接必要な建物及びその付属施設（事務所、店舗、工場等のこと）をいう。
- (2) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、又は器具をいう。
- (3) 空き店舗等 使用に供されていない店舗又は倉庫、人の居住の無い住居をいう。
- (4) 空き店舗兼住宅 店舗と住宅が一体となった建物
- (5) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号で規定される都市機能誘導区域として氷見市立地適正化計画（平成31年3月策定。以下「立地適正化計画」）という。）で定められたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、都市機能誘導区域において次の各号に掲げる補助事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業
- (2) 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業

(補助対象者)

第4条 次の各号に掲げる補助事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、それぞれ当該各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業

ア 都市機能誘導区域内で空き店舗等を活用し、新規に出店をする者であること。
イ 中心市街地の賑わい創出を図るための活動に積極的に参画するよう努めること。

ウ 原則週5日以上営業すること。

エ 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、別表第1に定める補助金等についてはこの限りでない。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体又は同条第6号に規定する暴力団の構成員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

カ 市税の滞納がないこと。

(2) 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業

ア 都市機能誘導区域内の空き店舗兼住宅の居住者かつ所有者であること

(法人所有の場合は、代表者が申請者であること)

イ 事業完了後に当該店舗部分の出店者が決まっていること。

ウ 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金等の交付を受けていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体又は同条第6号に規定する暴力団の構成員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

オ 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、補助金の交付対象とはしない。

(1) 富山県信用保証協会の保証対象外の業種

(2) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象事業)

第5条 次の各号に掲げる補助事業に係る補助対象事業は、それぞれ当該各号のすべてに該当するものとする。

(1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業

ア 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来な成長性が期待できる事業

イ 氷見商工会議所において創業相談等を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業

ウ 令和2年4月1日以降に着手した事業

(2) 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業

ア 店舗兼住宅の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業とする。

イ 事業完了後の当該店舗部分への出店者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 富山県信用保証協会の保証対象の業種であること。

(イ) 空き店舗兼住宅の所有者本人の出店でないこと。

(ウ) 空き店舗兼住宅の所有者と出店者とが三親等以内の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないこと。

ウ 令和6年4月1日以降に着手した事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表第2に掲げ

る経費とする。ただし、第4条第1号エに規定する別表第2で対象となる補助対象経費は除くものとする。

2 同一事業による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業

ア 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 誓約書兼市税納付状況確認同意書(様式第3号)

エ 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書(様式第4号)

オ 事業を実施する場所の位置図、事務所等の所在が確認できる書類(登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等)

カ 個人事業者の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し

キ 定款及び登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合に限る。)

ク 個人事業の開業の届出書の写し(個人事業者で既に開業している場合に限る。)

ケ 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。)

コ 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)

サ 就労が可能な在留資格が確認できる書類

シ その他市長が必要と認める書類

(2) 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業

ア 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業交付申請書(様式第1号の2)

イ 誓約書兼市税納付状況確認同意書(様式第3号の2)

ウ 事業を実施する場所の位置図、店舗兼住宅の所在が確認できる書類(登記簿謄本の写し)

エ 店舗の現状写真

オ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し

カ 法人登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。)

キ 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)

ク 設計図面又は平面図等の実施内容を確認することができるもの

ケ その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の書類を審査し、適切な事業計画を有しているかを確認したうえで補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に際して、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

(変更の申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業

ア 氷見市まちなか空き店舗等出店支援補助金実績報告書（様式第6号）

イ 事業実施報告書（様式第7号）

ウ 創業等報告書（様式第8号）

エ 補助金収支決算書（様式第9号）

オ 補助対象経費明細表（様式第10号）及び事業に係る経費の支払を証明する書類

カ 事業により整備した事務所等が確認できる写真

キ 設立した法人の定款の写し及び登記簿謄本の写し

ク 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）

ケ 所得税法第229条に規定する開業等の届出の写し（個人事業者で、交付申請

時に届出していない場合)

コ 国、県、その他の機関から補助金の交付を受けている場合は、その補助内容及び補助金額が確認できる書類の写し

サ その他市長が必要と認める書類

(2) 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業

ア 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業補助金実績報告書（様式第6号の2）

イ 補助金収支決算書（様式第9号）

ウ 補助対象経費明細表（様式第10号）及び事業に係る経費の支払を証明する書類

エ 事業により整備した結果が確認できる写真

オ 空き店舗部分への出店者が、入居することが証明できる書類
（賃貸借契約の写し等）

キ その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(5) 事業完了から5年以上の事業継続が不可能となったとき。ただし、第3条第2項の補助事業については、補助対象者が出店者へ賃貸する意思がある場合はこの限りでない。

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（事務所等の移転）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者が、事業完了後5年未満で自ら廃業した場合又は別の場所へ移転した場合には、補助金を全額返還しなければならない。ただし第3条第2項の補助事業については、この限りでない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産）を目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ氷見市まちなか空き店舗等出店支援補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が市長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、補助事業者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿類の管理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに係る書類とともに保管しなければならない。

(報告及び調査等)

第17条 補助事業者は、各号に定められた期間、事業完了後の状況について書類を提出しなければならない。

(1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業

補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、以下の書類を提出しなければならない。

ア 事業所等の決算書の写し

イ その他市長が必要と認める事項

(2) 氷見市まちなか店舗兼住宅物件化事業

補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、以下の書類を提出しなければならない。

ア 補助金実施状況報告書（様式第12号）

イ その他市長が必要と認める事項

2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができ

る。

- 3 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事業名	区分	補助金等の名称
1 氷見市 まちなか空 き店舗等出 店支援事業	富山県	中山間地域賑わい創出モデル事業補助金
	氷見市	創業支援事業補助金

別表第 2（第 6 条関係）

事業名	区分	対象経費
1 氷見市ま ちなか空き 店舗等出店 支援事業	事業所開設 等に係るも の	事務所等の取得費（建物及びその敷地）、改装工事費（ただし、住居部分、事務所等と一体的でない什器、備品の購入に係る経費を除く。）
		申請者自身が行う改装工事に必要な器具のリース料又はレンタル料（改装工事後に恒常的に使用する器具等は除く。）
		申請者自身が行う改装工事に必要な材料費
2 氷見市ま ちなか店舗 兼住宅物件 化事業	店舗部分と 住居部分と の機能分離 等に係るも の	店舗部分と住宅部分の機能分離に係る経費
		既存設置物の処分費
		内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備（内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、店舗部分へのトイレ、調理設備の設置等は補助対象外とする。）
		電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など）

別表第 3（第 7 条関係）

	区分	補助率	限度額
1 氷見市 まちなか空 き店舗等出 店支援事業	事業所開設等 に係るもの	2 分の 1	2 0 0 万円
2 氷見市 まちなか店 舗兼住宅物 件化事業	店舗部分と住 居部分との機 能分離等に係 るもののもの	2 分の 1	1 0 0 万円